

(役員等報酬規程)

公益財団法人日本相撲協会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本相撲協会（以下「当協会」という。）定款第15条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬)

第3条 当協会は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員には、次条から第8条までの規定により計算した報酬及び手当を役員報酬として支給する。

3 非常勤役員及び評議員には、会議に出席の都度50,000円を支給することができる。

(定例報酬及び年度末手当)

第4条 定例報酬及び年度末手当は、すべての常勤役員に支給する。

2 定例報酬の月額は、1,548,000円とする。

3 定例報酬の支給対象となる常勤役員が年寄を兼務しているときは、当該兼務している年寄の給与は、定例報酬の額に含めて計算する。

4 年度末手当の支給額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とし、毎年1回、12月にその全額を支給する。

(役員等報酬規程)

- (1) 理事長 1, 100, 000円
- (2) 理事 800, 000円

(勤続手当)

第5条 勤続手当は、年寄を兼務している常勤役員に支給する。

2 勤続手当の月額、次の各号に掲げる年寄としての勤続期間の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 6年以上11年未満 5, 000円
- (2) 11年以上16年未満 8, 000円
- (3) 16年以上21年未満 11, 000円
- (4) 21年以上26年未満 14, 000円
- (5) 26年以上31年未満 17, 000円
- (6) 31年以上 20, 000円

(本部勤務手当)

第6条 本部勤務手当は、協会本部に勤務する常勤役員に支給する。

2 本部勤務手当の月額、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 理事長 50, 000円
- (2) 理事 40, 000円

(先発手当)

第7条 先発手当は、大阪、名古屋及び福岡で開催される本場所を担当する理事に支給する。

2 先発手当の支給額は、次の各号に掲げる担当する地方の区分に応じて、当該各号に掲げる額とし、毎年1回、その地方で本場所が開催されるときにその全額を支給する。

- (1) 大阪 1, 550, 000円
- (2) 名古屋 1, 550, 000円
- (3) 福岡 1, 700, 000円

(巡業参加手当)

第8条 巡業参加手当は、地方巡業に参加する理事に支給する。

2 巡業参加手当の支給額は、巡業参加1日につき20, 000円とする。

(役員賞与)

第9条 常勤役員には、理事会の決議により、年間総額が110, 000, 000円を超えない範囲内において、役員賞与を支給することができる。

(役員等報酬規程)

(退職慰労金及び功労金)

- 第10条 常勤役員を経験した者の退職に当たっては、評議員会の決議により、退職慰労金及び功労金を支給することができる。
- 2 退職慰労金の支給限度額は、30,000,000円とする。
 - 3 功労金の支給限度額は、200,000,000円とする。

(準用)

- 第11条 第4条第3項の規定は、第9条の役員賞与並びに前条の退職慰労金及び功労金の支給について準用する。この場合において、同項中「定例報酬」とあるのは、「役員賞与、退職慰労金又は功労金」と、「給与」とあるのは、「賞与、退職金又は功労金」と読み替えるものとする。

(報酬等の支給)

- 第12条 報酬等の支給日、支給方法及び報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程等（以下「職員賃金規程等」という。）に準ずる。

(費用)

- 第13条 当協会は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員賃金規程等に準ずる。

(公表)

- 第14条 当協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20号第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第15条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

- 第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

(役員等報酬規程)

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月30日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に年寄となり、かつ、準年寄であった者であって、施行日以後においても、引き続き年寄として在籍しているものの第5条の計算については、準年寄であった期間は含まないものとする。

附 則

この規程は、令和2年3月23日から施行し令和2年1月1日から適用する。